

I 2008（平成 20）年度「大学評価」の結果について

① 大学基準協会の大学評価

すでに触れましたように、本協会の大学評価は、「会員の自主的努力と相互的援助によって、わが国における大学の質的向上を図る」（財団法人 大学基準協会寄附行為第3条）ことを目的として行われます。より具体的には、

- (1) 本協会が定める大学基準等に適合していることをもって、社会に対しその質を保証する
- (2) 評価結果の提示とその後の改善報告書の提出とその検討というアフターケアを通じて、当該大学に設置される学部・研究科等を含む大学全体の改善を支援する

という目的のもと行っています。

特に、社会に対して保証する「大学の質」については、当該大学が自身の掲げる使命や目的の達成に向けた活動を行っていること、自己点検・評価活動を改善へと結びつけ、自己改善を進めていくシステムを持っていること、の2点を重視しています。

なお、本協会が2004（平成16）年に「認証評価機関」として文部科学大臣に認証されたことにより、本協会の大学評価を受けた大学は、学校教育法に基づく「認証評価」を受けたこととなります。

② 2008（平成20）年度 大学評価ならびに認証評価への申請大学

（大学名五十音順）

- (私立) 跡見学園女子大学
- (公立) 岩手県立大学
- (私立) 大阪体育大学
- (私立) 大谷大学
- (私立) 学習院大学
- (私立) 川崎医科大学
- (私立) 九州ルーテル学院大学
- (私立) 京都学園大学
- (私立) 京都光華女子大学
- (私立) 京都精華大学
- (私立) 京都ノートルダム女子大学
- (私立) 京都薬科大学
- (私立) 杏林大学
- (私立) 熊本学園大学
- (私立) 神戸女学院大学
- (私立) 神戸薬科大学
- (私立) 國學院大学
- (私立) 国際武道大学

(私立) 自 治 医 科 大 学
(私立) 就 実 大 学
(私立) 湘 南 工 科 大 学
(私立) 女 子 美 術 大 学
(私立) 成 城 大 学
(私立) 聖 徳 大 学
(私立) 仙 台 白 百 合 女 子 大 学
(私立) 相 愛 大 学
(私立) 多 摩 美 術 大 学
(私立) 天 理 大 学
(私立) 東 京 基 督 教 大 学
(私立) 東 京 情 報 大 学
(私立) 東 京 理 科 大 学
(私立) 長 岡 造 形 大 学
(私立) 日 本 赤 十 字 九 州 国 際 看 護 大 学
(私立) 日 本 赤 十 字 広 島 看 護 大 学
(私立) フ ェ リ ス 女 学 院 大 学
(私立) 福 岡 大 学
(私立) 文 教 大 学
(私立) 北 星 学 園 大 学
(私立) 武 庫 川 女 子 大 学
(私立) 武 蔵 野 美 術 大 学
(私立) 名 城 大 学
(私立) 立 正 大 学
(私立) 立 命 館 ア ジ ア 太 平 洋 大 学
(公立) 和 歌 山 県 立 医 科 大 学

③ 大学評価の組織体制

2008（平成 20）年度の大学評価においては、上記申請大学に対応して次のような組織体制を整え、具体的な審査・評価活動を行いました。

「大学評価」の中心となる大学評価委員会（委員 30 名、幹事 3 名、特別大学評価員 1 名）の下には、27 の大学評価分科会、17 の全学評価分科会、83 の専門評価分科会を設置し、延べ 443 名の委員と 3 名の幹事、1 名の特別大学評価員が評価にあたりました。大学評価委員は、本協会正会員校から推薦された候補者の中から、正会員の選挙によって選出された者、理事会の推薦による者、外部有識者から構成されています。また、幹事は、同委員会の正・副委員長の推薦やこれまでの幹事経験者から選出しており、全学分科会

の運営を補佐するとともに、評価結果の原案を作成する役割を担っています。特別大学評価員は、本協会理事・監事からの推薦に基づき選出しており、幹事の役割に加えて事務局が行うような実務的役割も担っています。

また、大学財務評価分科会（主査・委員あわせて10名）を設置し、大学財務評価の指標や方法の検討を行うとともに、分科会の下部に10の部会を設け、そこで評価された内容の調整を行いました。具体的には公立大学（法人）については、申請2大学に対して国・公立大学部会（メンバーは主査・委員あわせて5名）を設置し、評価を行い、私立大学については、申請42大学を9グループに分け、それぞれ設置する学部の種類に対応して私立大学部会（メンバーは主査・委員あわせて27名）を設置し、分担して評価を行いました。

したがって、2008（平成20）年度の大学評価は、延べ515名の委員と3名の幹事、1名の特別大学評価員がかかわって行ったこととなります（大学評価の組織体制については【資料1】、各委員会ならびに分科会、部会等の名簿については、【資料2】参照）。

④ 大学評価の経過

(1) 書面による評価

上記分科会にかかわる委員は、評価者研修セミナーに参加した後、申請大学から提出された資料をもとに自らの評価所見をまとめ、それぞれの分科会に臨みました。各分科会では、各委員の評価所見をもとに主査が作成あるいは委員が分担執筆した分科会報告書（原案）をたたき台として書面による評価を行い、その結果を主査あるいは委員が分担執筆して分科会報告書（案）として取りまとめました。

(2) 大学評価における実地視察の実施

各分科会における書面評価終了後に大学評価申請のあった44大学のすべてに対して実地視察を実施しました。

実地視察の目的は評価の正確さを期すことにあります。書面評価の過程で発生した疑問点に関する質疑応答を行うとともに、書面のみでは把握の難しかった施設・設備の状況などを実際に確認しました。また、各分科会の分科会報告書（案）をあらかじめ当該大学に提示し、実地視察の際に同案の記載内容についての確認の機会を設けました。あわせて学生インタビューや授業参観も行いました。これらにより実地視察の実効性を高めることに努めました。

(3) 大学評価委員会における評価結果（案）の作成

実地視察等の結果を反映させたいと提出された各分科会の分科会報告書（最終版）をもとに、大学評価委員会正・副委員長・幹事会で作成した「評価結果」（委員長案）を大学評価委員会で審議し、委員会としての評価結果（委員会案）を作成しました。その後、同委員会案を当該大学に送付しました。

評価結果（委員会案）を受け取った大学は、事実誤認等があった場合、同委員会案

に対して「意見申立」を行うことができます。今年度は、大学評価申請 44 大学中 31 大学から意見申立がなされました。大学評価委員会では、申請大学から提出された資料を中心に事実誤認の有無と意見申立の適否を審議し、評価結果（委員会案）に対して必要な修正を行いました。

(4) 理事会、評議員会による評価結果の承認

意見申立の手続きにより必要な修正を行った評価結果（最終案）については、2009（平成 21）年 2 月 19 日開催の理事会への報告の後、3 月 12 日開催の第 101 回評議員会と臨時理事会に諮りました。その結果、2008（平成 20）年度に大学評価を申請した 44 大学すべての大学の評価結果について承認を行い、第 13 回の大学評価が終了しました。

なお、2008（平成 20）年度に大学評価を受けた大学の評価結果の詳細内容については、「Ⅱ 各申請大学に対する評価結果」をご参照ください。

⑤ 大学評価結果の概要

2008（平成 20）年度に大学評価ならびに認証評価を申請した 44 大学中、下記の 39 大学については大学基準に適合しているものとして認定しました。

(1) 大学評価ならびに認証評価の結果、大学基準への適合認定を行った大学

(大学名五十音順)

(私立) 跡見学園女子大学
(公立) 岩手県立大学
(私立) 大阪体育大学
(私立) 大谷大学
(私立) 学習院大学
(私立) 川崎医科大学
(私立) 九州ルーテル学院大学
(私立) 京都光華女子大学
(私立) 京都精華大学
(私立) 京都ノートルダム女子大学
(私立) 京都薬科大学
(私立) 杏林大学
(私立) 熊本学園大学
(私立) 神戸女学院大学
(私立) 神戸薬科大学
(私立) 國學院大学
(私立) 国際武道大学

(私立) 自 治 医 科 大 学
(私立) 就 実 大 学
(私立) 湘 南 工 科 大 学
(私立) 女 子 美 術 大 学
(私立) 成 城 大 学
(私立) 仙 台 白 百 合 女 子 大 学
(私立) 多 摩 美 術 大 学
(私立) 天 理 大 学
(私立) 東 京 情 報 大 学
(私立) 東 京 理 科 大 学
(私立) 長 岡 造 形 大 学
(私立) 日 本 赤 十 字 九 州 国 際 看 護 大 学
(私立) 日 本 赤 十 字 広 島 看 護 大 学
(私立) フ ェ リ ス 女 学 院 大 学
(私立) 福 岡 大 学
(私立) 文 教 大 学
(私立) 北 星 学 園 大 学
(私立) 武 庫 川 女 子 大 学
(私立) 武 蔵 野 美 術 大 学
(私立) 名 城 大 学
(私立) 立 命 館 ア ジ ア 太 平 洋 大 学
(公立) 和 歌 山 県 立 医 科 大 学

(2) 大学基準への適合認定を行った大学に対する提言

以上の 39 大学には、それぞれの一層の改善充実のため、本協会として「長所として特記すべき事項」、「勧告」、「助言」等の提言を付しています。

「長所として特記すべき事項」を付した大学は 39 大学、「勧告」を付した大学は 17 大学、「助言」を付した大学は 39 大学となりました。各指摘は、それぞれの大学からの申請資料に基づく書面評価や実地視察の結果に加え、前述の意見申立の手続き等による当該大学からの意見を参考に、実態に即した指摘となるよう留意しました。

「勧告」や「助言」を付された大学は、それぞれの指摘にかかわる改善状況について、改善報告書を取りまとめ、原則として 2012（平成 24）年 7 月末までに、これを本協会宛に提出することになります。

(3) 大学評価ならびに認証評価の結果、保留とした大学に対する提言

一方、2008（平成 20）年度に大学評価を申請した 44 大学中 5 大学（京都学園大学、聖徳大学、相愛大学、東京基督教大学、立正大学）については、いくつかの点で問題

があるため、本協会の定める大学基準に適合しているか否かの判断を保留することとしました。

判断を保留した大学に対しては、「必ず実現すべき改善事項」、「一層の改善が期待される事項」などで構成される「大学に対する提言」を付すとともに、2011（平成23）年6月末までに、それらの提言を踏まえた改善結果を報告するよう要請しました。

⑥ 改善報告書、完成報告書について

前述のとおり、本協会では、大学評価の結果、大学基準に適合している旨の認定を受けた大学に対して、必要に応じて「長所として特記すべき事項」、「勧告」、「助言」を付しています。「勧告」を付された大学は、これに誠実に対応し、早急に改善措置を講じる必要があります。また、「助言」を付された大学は、問題点として指摘された事項について十分に検討し、一層の改善に努める必要があります。

「勧告」もしくは「助言」が付された大学は、それらの事項について本協会が指定する期日までに改善報告書を提出することになっています。この「改善報告書」の制度は、本協会の大学評価の特色のひとつであり、大学評価を一過性のものに終わらせず、新たな改革へとつなげるための重要なシステムです。

2008（平成20）年度大学評価において「勧告」を付した17大学、「助言」を付した39大学については、2012（平成24）年7月末までに、それぞれ改善報告書を本協会宛に提出することになります。

なお、2008（平成20）年度の大学評価申請にあたり、申請資格充足年度（完成年度を経てさらに1年）を経ていなかった学部・研究科については、当該学部・研究科が完成を経た状況を、改善報告書提出時に、「完成報告書」として提出することになります。

⑦ 大学基準協会の評価の充実に向けて

多角的な大学評価システムが誕生しつつある中、2004（平成16）年度より認証評価制度が開始されたことも踏まえ、現在、本協会は、これまで培ってきた実績をもとに、透明性・公正性の高い「第三者評価機関」として中心的な役割を果たすべく、大学評価システムの改善・充実に取り組んでいます。例えば、評価基準の体系化、書面評価の方法や実地視察の充実をはじめとする評価プロセスの改善など、さまざまな検討を重ねています。

今後とも、大学基準協会は、社会の期待に応える大学評価を発展させる努力を行ってまいります。何とぞご支援いただきますようお願いいたします。